税理士法人サンプル会計

所外秘 ｜ 2026-09-30

顧問料の見直し

2027 年 4 月に更新する 8 社の、1 時間あたりの報酬と見直しの案

この書類の結論

届いていない 3 社だけを見直します。一律には上げません。3 社には、料金で合わせる案 A と、作業を減らして合わせる案 B を並べて出します。案 B なら月額を上げるのは C 社だけで、G 社と D 社は据え置きです。決めるのは代表社員、書面の通知は 2027-01-15（金）までです。

作成	AI 活用担当
日付	2026-09-30
版	1.0
機密区分	所外秘

目次

1. この文書について 3
1.1 目的 3
1.2 読み手 3
1.3 範囲 4
1.4 範囲に含まないもの 4
1.5 前提と制約 4
1.6 改訂履歴 4
1.7 用語 5
2. 何をどう測ったか 5
3. 1 時間いくら必要か 6
4. 顧問先ごとの実際 6
4.1 測った 42 社の中での位置 7
5. なぜ時間がかかっているか 8
6. 見直しの案 8
7. 説明に使える根拠 9
7.1 説明の仕方 9
8. 当社がやらないこと 10
9. 論点と未決 10
10. 次にやること 10

結論

状況 顧問料は 2021-04-01 に 5% 改定して以来、据え置いています。その間に最低賃金（全国加重平均）は +30.5%、消費者物価は +12.1%（2021 年平均→2025 年平均）上がりました。

問題 事務所の原価から逆算した必要単価は **1 時間 9,801 円**。2027 年 4 月に更新する 8 社では 6,674 円〜17,679 円まで開き、**3 社（C 社・G 社・D 社）が届いていません（不足は年 1,011,042 円）**。

問い どの顧問先を、どう見直すか。

答え **届いていない 3 社だけを見直します。一律には上げません。** 3 社には、料金で合わせる案 A と、作業を減らして合わせる案 B を並べて出します。案 B なら月額を上げるのは C 社だけで、G 社と D 社は据え置きです。決めるのは代表社員、書面の通知は 2027-01-15（金）までです。

	結果	内訳・母数
必要単価	9,801 円／時	原価 7,841 円 ÷（1 − 20%）
8 社の 1 時間あたり	6,674〜17,679 円	合わせると 9,678 円
必要単価に届かない	3 社	不足 年 1,011,042 円
案 A（料金で合わせる）	年 +1,020,000 円	3 社とも月額を上げる
案 B（作業を減らす）	年 +156,000 円	作業が年 102 時間減る

資料: 会計ソフトの作業ログと担当の手帳（2026-04-01 〜 09-30）、2025 年度の決算書。金額は税抜

1. この文書について

1.1 目的

顧問先ごとに、受け取っている報酬を実際の作業時間で割り、事務所の原価から出した必要単価と比べて、**見直す先と、その案**を出す。料金を決めるのは代表社員。

1.2 読み手

- 代表社員
- 社員税理士
- 届いていない 3 社の担当

1.3　範囲

- 2027-04-01 に契約が更新される 8 社（42 社を測ったうちの一部）
- 事務所の原価から出した必要単価
- 届いていない 3 社の、案 A と案 B
- 説明に使える根拠（公的な統計）と進め方

1.4　範囲に含まないもの

> **ここを書かないと、読み手は「書いていないこと＝やること」と読みます。**

- **料金を決めること** — 代表社員が決める
- **残りの顧問先** — 届いていない残りの 9 社は 9 章の #3
- **決算料の見直し** — 今回は据え置く
- **年末調整など別料金の作業** — 料金にも時間にも入れていない

1.5　前提と制約

> **前提が崩れたら、この文書の結論も崩れます。**崩れたら作り直します。

#	前提	崩れたらどうなるか
1	月次の作業時間は 6 か月（2026-04-01 〜 2026-09-30）の実績を 2 倍して 1 年分にした。決算の作業時間は、直近の決算 1 回分の実績	繁忙期の月次が今回の 6 か月と違えば、年間の時間が動く。3 か月後に測り直す
2	職員 24 名 × 年 1,800 時間 × 直接作業 62% = 26,784 時間を、顧問先に付けられる時間とした	直接作業の割合が 1 ポイント下がると、必要単価は約 1.6% 上がる
3	年間の費用は 210,000,000 円（2025 年度の決算書（人件費は法定福利費を含む）と勤怠の記録）	費用が 1 割増えると、必要単価も 1 割上がる
4	目標の利益率 20% は事務所の方針	15% なら必要単価は 9,224 円（9 章の #4）
5	案 B の減らせる時間は当社の見込み。顧問先がやり方を変えて初めて減る	減らなければ案 A に戻る。2027-07-30（金）に測り直して確かめる
6	金額はすべて税抜	原価と比べるため。顧問先への通知には税込の額も併記する

1.6　改訂履歴

版	日付	作成	承認	変更の要旨
1.0	2026-09-30	AI 活用担当	代表社員	初版（2026-04-01〜09-30 の作業ログから）

1.7　用語

語	この文書での意味
必要単価	事務所の年間の費用を、顧問先に付けられる時間で割り（原価）、目標の利益率を乗せた、時間あたりの額。必要単価 = 原価 ÷（1 − 目標の利益率）
直接作業	会議・移動の待ち・所内の事務を除き、顧問先ごとに付けられる作業の時間
時間あたりの報酬	本文の「1 時間あたり」。年間の報酬（月額 × 12 ＋ 決算料）÷ 年間の作業時間（月次 ＋ 決算）
届かない	時間あたりの報酬が必要単価を下回っていること。その先の仕事は、目標の利益を出していない
案 A	作業時間はそのままで、月額を必要単価に届く額まで上げる案
案 B	顧問先にやり方を変えてもらって作業時間を減らし、足りない分だけ月額を上げる案

2.　何をどう測ったか

図表 1　測り方

期間	2026-04-01（水） 〜 2026-09-30（水）（6 か月）
時間の取り方	会計ソフトの作業ログと、担当の手帳を突き合わせた（移動の時間を含む）。月次の作業と決算の作業を分けて数えた
測った顧問先	42 社（担当ごとに受け持ちの多い順から、業種が重ならないように選んだ）
今回の対象	そのうち 2027-04-01 に契約が更新される 8 社
報酬	月額 × 12 ＋ 決算料（税抜。年末調整など別料金の作業は含めない）
原価	2025 年度の決算書（人件費は法定福利費を含む）と勤怠の記録

資料: 当社実測（2026-04-01 〜 09-30）

3.　1 時間いくら必要か

事務所の費用を、顧問先に付けられる時間で割ると原価が出ます。そこに目標の利益を乗せたものが、**どの顧問先からも受け取りたい 1 時間あたりの額**です。

図表 2　原価から逆算

項目	金額・時間	式
年間の人件費	168,000,000 円	決算書（法定福利費を含む）
年間のその他の経費	42,000,000 円	決算書
費用の計	**210,000,000 円**	
顧問先に付けられる時間	26,784 時間	24 名 × 1,800 時間 × 62%
1 時間あたりの原価	7,841 円	費用 ÷ 時間
必要単価	**9,801 円**	原価 ÷（1 − 目標の利益率 20%）

資料: 2025 年度の決算書と勤怠の記録

事務所全体では、売上 268,000,000 円 ÷ 26,784 時間 = **10,006 円**で、必要単価をわずかに上回っています。**足りている先が、足りない先を支えている**状態です。

4.　顧問先ごとの実際

図表 3　年間の報酬 ÷ 実際にかけた時間（8 社、1 時間あたりの低い順）

顧問先	月額	決算料	年間の報酬	時間（月次＋決算）	1 時間あたり	必要単価との差
C 社（建設）	66,000	396,000	1,188,000	118＋60＝178	6,674	**-3,126**
G 社（運送）	55,000	330,000	990,000	94＋40＝134	7,388	**-2,413**
D 社（飲食）	33,000	198,000	594,000	54＋20＝74	8,027	**-1,774**
B 社（小売）	55,000	330,000	990,000	66＋30＝96	10,312	+512
A 社（製造業）	88,000	528,000	1,584,000	92＋50＝142	11,155	+1,354
F 社（不動産）	44,000	264,000	792,000	36＋25＝61	12,984	+3,183
H 社（IT）	38,500	231,000	693,000	26＋18＝44	15,750	+5,949
E 社（士業）	27,500	165,000	495,000	16＋12＝28	17,679	+7,878
8 社の計			**7,326,000**	**757**	**9,678**	

資料: 会計ソフトの作業ログ（2026-04-01 〜 09-30・月次は 2 倍して年に直した）。金額は円・税抜、時間は時間

図表 4　顧問先ごとの 1 時間あたり（8 社、低い順）

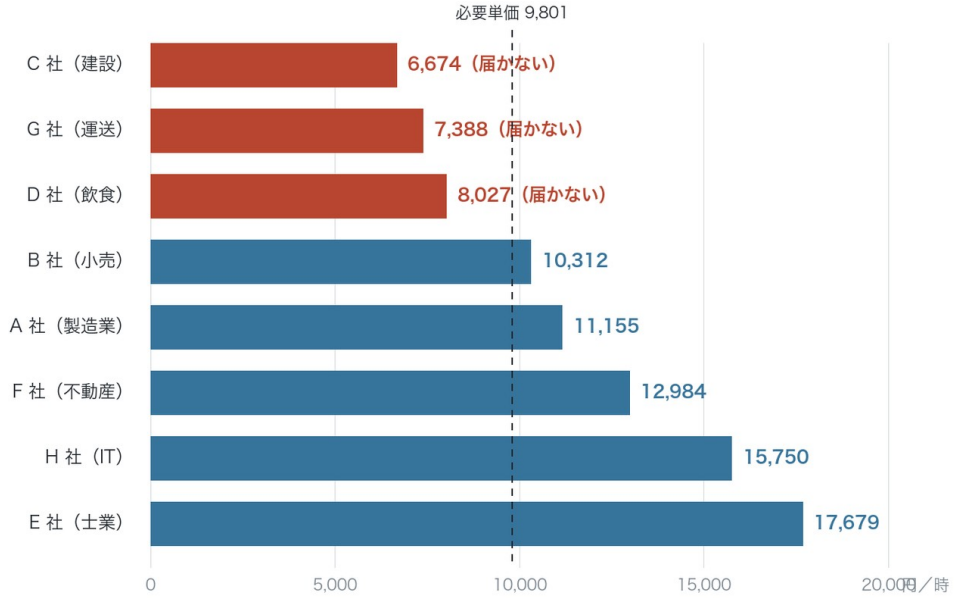

点線が必要単価 9,801 円。届かない 3 社は朱の棒で、数字の後ろにも「届かない」と書いた。

資料: 会計ソフトの作業ログ（2026-04-01 〜 09-30）から当社計算

同じ月額 55,000 円の G 社と B 社でも、1 時間あたりは 7,388 円と 10,312 円。**月額では採算が分かりません。**8 社を合わせると 9,678 円で、必要単価を下回っています。

4.1　測った 42 社の中での位置

図表 5　1 時間あたりの分布（42 社）

1 時間あたり	社数	うち今回の対象
8,000 円未満（届かない）	7	C 社・G 社
8,000〜9,800 円（届かない）	5	D 社
9,801〜11,999 円	13	B 社・A 社
12,000〜14,999 円	10	F 社
15,000 円以上	7	H 社・E 社
計	**42**	

資料: 会計ソフトの作業ログ（2026-04-01 〜 09-30）

42 社のうち 12 社（29%）が届いていません。今回は更新を迎える 3 社だけを扱い、残りの 9 社はそれぞれの更新の時期に同じ方法で見直します（9 章の #3）。

5.　なぜ時間がかかっているか

届いていない 3 社は、どれも**資料の形とやり取りの手間**に時間が取られています。税務の判断に要る時間ではないので、やり方を変えれば減らせます。

図表 6　時間がかかっている事情と、減らす案

顧問先	時間がかかっている事情	減らす案	減る時間（月）
C 社（建設）	工事ごとの原価の振り分けを、請求書から毎月こちらで組み直している（顧問先に工事台帳が無い）。資料の回収に月 2 回訪問	工事台帳の様式を渡し、顧問先で付けてもらう／資料をクラウドで受け取り、訪問を月 1 回にする	3.5 時間
G 社（運送）	車両 42 台の台帳とリース契約を毎月突き合わせている。燃料カードの明細を紙で受け取り、打ち込んでいる	燃料カードの明細を CSV で受け取る／車両台帳を顧問先と共有の表にする	3.0 時間
D 社（飲食）	現金売上の日報（紙）を毎月 30 日分打ち込んでいる。レシートの仕分けも毎月	レジの売上データを CSV で受け取る	2.0 時間

資料: 担当への聞き取りと作業ログの内訳（当社整理）。減る時間は当社の見込み

6.　見直しの案

案 A は時間をそのままにして月額で合わせる案、**案 B** はやり方を変えて時間を減らし、足りない分だけ月額で合わせる案です。新しい月額は、必要単価を割らないように 1,000 円単位で切り上げました。

図表 7　3 社の案 A と案 B

顧問先	いまの月額	案 A の月額	月額の幅	年額の幅	案 B の時間	案 B の月額	月額の幅
C 社（建設）	66,000	113,000	+71.2%	+47.5%	178→136	79,000	+19.7%
G 社（運送）	55,000	82,000	+49.1%	+32.7%	134→98	55,000（据え置き）	+0.0%
D 社（飲食）	33,000	44,000	+33.3%	+22.2%	74→50	33,000（据え置き）	+0.0%

資料: 必要単価 × 年間の時間 − 決算料 を 12 で割り、1,000 円単位で切り上げ（決算料は据え置き）。金額は円・税抜

年の増収は、**案 A で +1,020,000 円**、**案 B で +156,000 円**です（案 B は作業が年 102 時間減る）。

> **案 A は月額の上げ幅が大きい**（C 社は +71.2%）。年額の幅（+47.5%）だけを見せると、月の請求書を見た顧問先に「話が違う」と言われます。通知には月額の幅も必ず書きます。

案 B で空く年 102 時間をほかの顧問先に回せば、必要単価で数えて年 999,664 円分の仕事ができます。**案 B は、顧問先にとっても事務所にとっても損がない**ので、先に出すことを勧めます（決めるのは代表社員。9 章の #1）。

7.　説明に使える根拠

前回の改定は 2021-04-01（5%）。それ以降の動きを、公表された統計だけで並べます。

図表 8　前回の改定からの動き

指標	前回のころ	いま	変化
消費者物価指数（総合・全国。2020 年＝100）	2021 年平均 99.8	2025 年平均 111.9	+12.1%
同（2026 年の動き。2025 年＝100）	—	2026 年 9 月 102.2（前年同月比 +2.1%）	—
地域別最低賃金（全国加重平均）	令和 2 年度 902 円	令和 8 年度 1,177 円	+30.5%
春の賃上げ率（平均賃金方式・加重平均）	—	2026 年 5.01%（300 人未満の組合 4.69%）	—
制度の変更で増えた確認の作業	—	インボイス制度（2023-10-01 から）・電子取引データの保存（2024-01 から）	—

資料: 下の出典のとおり（保存した原本は _出典/20261117/）

出典: 総務省統計局「2020 年基準 消費者物価指数 全国 2025 年（令和 7 年）平均」（2026-01-23 公表）／総務省統計局「2025 年基準 消費者物価指数 全国 2026 年（令和 8 年）9 月分」（2026-10-23 公表）／厚生労働省「地域別最低賃金改定状況（平成 14 年度から令和 8 年度）」「令和 8 年度 地域別最低賃金 全国一覧」／日本労働組合総連合会「2026 春季生活闘争 第 7 回（最終）回答集計結果」（2026-07-03）／国税庁「インボイス制度 特設サイト」・同「令和 6 年 1 月以降の電子取引データの保存方法について」（令和 6 年 11 月）

消費者物価指数は 2026 年から 2025 年基準に改められたため、2025 年までは 2020 年基準で比べ、2026 年は前年同月比だけを添えた（基準の違う指数をつながない）。

7.1　説明の仕方

- **契約更新の 2 か月前までに、書面で**通知します（時期と方法は顧問契約書の改定の条項を先に確かめる）
- **いまの額と新しい額を並べ**、月額と年額の両方の幅を数字で示します
- 上げる理由は、**人件費**（最低賃金・賃上げ）と**制度の変更で増えた確認の作業**（インボイス・電子取引）に絞ります
- **案 B を先に**出します。やり方を変えれば上げずに済むことを、時間の数字で見せます
- **足りている先には触れません。**聞かれたら「御社は据え置きです」と答えます

8.　当社がやらないこと

- **いくらにするかは決めません。**必要単価を出し、案を並べるところまでです。決めるのは代表社員です
- **顧問先と直接やり取りしません。**通知も面談も貴法人が行います。当社は資料と通知文の下書きまでです
- **税務の判断はしません。**税務代理・税務書類の作成・税務相談は税理士の業務です（税理士法 第 2 条第 1 項・第 52 条）

9.　論点と未決

> **決まっていないことを、決まっていないと書きます。**埋めてから出すと、決めた人が誰もいないまま進みます。

#	論点	選択肢	決める人	期限
1	案 A（料金で合わせる）と案 B（作業を減らす）のどちらを先に出すか	① 案 B を先に出し、応じなければ案 A ② 両方を並べて顧問先に選んでもらう	代表社員	2026-10-07（水）
2	3 社が両方とも断ったとき、契約を続けるか	① 続ける（不足を受け入れる）② 更新しない（空いた時間をほかの顧問先に回す）	代表社員	2026-12-18（金）
3	必要単価に届いていない残りの 9 社（42 社のうち）をいつ見直すか	① それぞれの契約更新の時期に同じ方法で ② 2027-04 に一斉に	代表社員	2026-10-30（金）
4	目標の利益率 20% をこのまま使うか	① 20% ② 15%（必要単価 9,224 円）	代表社員	2026-10-07（水）

10.　次にやること

#	やること	誰が	いつまでに
1	見直す 3 社と、案 A・案 B のどちらを出すかを決める	代表社員	2026-10-07（水）
2	顧問契約書の報酬の改定の条項（通知の時期と方法）を確かめる	社員税理士	2026-10-09（金）
3	案 B（作業を減らす）を持ちかける資料を作る（当社が下書き）	3 社の担当	2026-11-13（金）
4	3 社と面談し、案 A と案 B を説明する	担当と社員税理士	2026-12-18（金）
5	書面で通知する（通知文は当社が下書きし、代表社員が確かめる）	代表社員	2027-01-15（金）
6	新しい料金・やり方で始める	—	2027-04-01（木）
7	3 社の作業時間を測り直す（案 B が効いたか）	当社	2027-07-30（金）